

環境厚生委員会資料

健康福祉部
令和6年10月1日・2日

■予算案 4件

- 1 令和6年度島根県一般会計補正予算（第4号）〔関係分〕
（健康福祉総務課） … 1
- 2 令和6年度島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所
特別会計補正予算（第1号）
（健康福祉総務課） … 3
- 3 令和6年度島根県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
（健康福祉総務課） … 3
- 4 令和6年度島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
（第1号）
（健康福祉総務課） … 3

■報告事項 5件

- 1 国民健康保険料の滞納状況について
（健康推進課） … 6
- 2 介護保険料の滞納状況及び保険料・利用料の減免状況について
（高齢者福祉課） … 7
- 3 次期しまねっ子すくすくプラン（県こども計画）骨子について
（子ども・子育て支援課） … 8
- 4 島根県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
（健康福祉総務課） … 11
- 5 胃がん検診における実施体制について
（医療政策課） … 13

令和6年度9月補正予算案 (健康福祉部)

1. 一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,640,306	2,335,979	▲ 61,159	▲ 61,159	2,579,147	2,274,820
地域福祉課	1,144,116	972,402	2,583	2,583	1,146,699	974,985
医療政策課	10,952,959	7,168,078	10,883	10,883	10,963,842	7,178,961
健康推進課	21,009,882	19,628,657	10,391	10,391	21,020,273	19,639,048
高齢者福祉課	15,638,358	14,025,825	76,236	37,118	15,714,594	14,062,943
青少年家庭課	3,246,769	2,177,115	10,643	10,643	3,257,412	2,187,758
子ども・子育て支援課	10,087,759	9,592,753	5,625	2,625	10,093,384	9,595,378
障がい福祉課	10,901,660	8,890,390	9,759	859	10,911,419	8,891,249
薬事衛生課	1,647,107	955,795	1,390,575	1,387,583	3,037,682	2,343,378
健康福祉部計	77,268,916	65,746,994	1,455,536	1,401,526	78,724,452	67,148,520

2. 特別会計

(単位:千円)

会計名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計	307,345	0	▲ 23,125	0	284,220	0
島根県国民健康保険特別会計	59,273,013	0	2,047,027	0	61,320,040	0
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計	368,767	0	94,401	0	463,168	0

■令和6年度9月補正予算案 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課名 議案事業名		補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
健康福祉部		77,268,916	1,455,536	78,724,452	165,368	3,000	0	0	▲ 114,358	1,401,526
健康福祉総務課		2,640,306	▲ 61,159	2,579,147	0	0	0	0	0	▲ 61,159
1	一般職給与費	1,989,249	▲ 61,159	1,928,090	・一般職員 271人→261人					
地域福祉課		1,144,116	2,583	1,146,699	0	0	0	0	0	2,583
1	一般職給与費	166,303	2,583	168,886	・一般職員 22人→23人					
医療政策課		10,952,959	10,883	10,963,842	0	0	0	0	0	10,883
1	県立病院管理事業費	4,933,422	▲ 17,684	4,915,738	・県立病院一般会計繰出金					
2	一般職給与費	262,535	28,567	291,102	・一般職員 32人→33人					
健康推進課		21,009,882	10,391	21,020,273	0	0	0	0	0	10,391
1	国民健康保険支援事業費	5,131,846	▲ 3,557	5,128,289	・国民健康保険特別会計繰出金					
2	一般職給与費	181,835	13,948	195,783	・一般職員 25人→26人					
高齢者福祉課		15,638,358	76,236	15,714,594	156,468	0	0	0	▲ 117,350	37,118
1	介護人材確保対策事業費(総合確保基金分)	353,223	▲ 117,350	235,873	・介護テクノロジー導入支援事業					
2	福祉人材確保・育成事業費	15,873	195,585	211,458	・介護テクノロジー定着支援事業					
3	一般職給与費	207,864	▲ 1,999	205,865	・一般職員 30人→31人					
青少年家庭課		3,246,769	10,643	3,257,412	0	0	0	0	0	10,643
1	一般職給与費	932,949	10,643	943,592	・一般職員 131人→132人					
子ども・子育て支援課		10,087,759	5,625	10,093,384	0	3,000	0	0	0	2,625
1	結婚支援事業費	198,994	3,000	201,994	・結婚機運醸成事業					
2	一般職給与費	123,574	2,625	126,199	・一般職員 17人→18人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
障がい福祉課		10,901,660	9,759	10,911,419	8,900	0	0	0	0	859
1	障がい者自立支援医療等給付事業費	2,473,788	8,900	2,482,688	・障がい者自立支援医療給付事業					
2	一般職給与費	253,519	859	254,378	・一般職員 34人→36人					
薬事衛生課		1,647,107	1,390,575	3,037,682	0	0	0	0	2,992	1,387,583
1	国庫支出金返還金	193,600	1,524,651	1,718,251	・過年度補助金等返還金					
2	一般職給与費	374,284	▲ 134,076	240,208	・一般職員 55人→35人					

□債務負担行為補正(一般会計)

事項	限度額(千円)			期間		内容	所管課
	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前	補正後		
1 介護保険制度施行支援事業費	103,067	112,500	215,567	令和7年度	令和7年度	老人福祉施設整備	高齢者福祉課

■令和6年度9月補正予算案 会計別事業別一覧(特別会計)

(単位:千円)

会計名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計		307,345	▲ 23,125	284,220	▲ 20,343	0	0	0	▲ 2,782	0
1	予備費	79,770	▲ 2,782	76,988	・予備費					
2	一般職給与費	123,529	▲ 20,343	103,186	・一般職員 12人→10人					
島根県国民健康保険特別会計		59,273,013	2,047,027	61,320,040	▲ 9,558	1,593,718	0	0	462,867	0
1	保険給付費等交付金	48,763,406	1,517,488	50,280,894	・保険給付金等交付金					
2	予備費	0	533,096	533,096	・予備費					
3	一般職給与費	34,990	▲ 3,557	31,433	・一般職員 4人→4人					
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計		368,767	94,401	463,168	0	0	0	0	94,401	0
1	予備費	49,862	94,401	144,263	・予備費					

主 な 補 正 項 目

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課																																																										
1	介護テクノロジー 一定着支援事業	78,235	介護現場の業務効率化を加速するため、国の新たな補助制度を活用し、介護事業者による介護ロボットやICT機器等の導入に要する経費への支援について、補助率や補助上限額の引上げを行った上で、予算を増額	高齢者福祉課																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>現行</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">介護 ロボ ット</td> <td style="text-align: center;">補助率</td> <td style="text-align: center;">1/2 要件を満たす場合 3/4</td> <td style="text-align: center;">4/5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">介護ロボット</td> <td style="text-align: center;">補助上限額 ／台</td> <td style="text-align: center;">30万円 移乗・入浴支援 100万円 上記以外 30万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補助上限台数</td> <td style="text-align: center;">利用定員の1/10 (居宅系は1/20)</td> <td style="text-align: center;">なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">見守り機器の 通信環境整備</td> <td style="text-align: center;">補助上限額 ／事業所</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">I C T</td> <td style="text-align: center;">補助率</td> <td style="text-align: center;">1/2 要件を満たす場合 3/4</td> <td style="text-align: center;">4/5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">補助上限額 ／事業所</td> <td style="text-align: center;">職員数 1～10人</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">職員数 11～20人</td> <td style="text-align: center;">80万円</td> <td style="text-align: center;">160万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">職員数 21～30人</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">職員数 31人以上</td> <td style="text-align: center;">130万円</td> <td style="text-align: center;">260万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">※1 パ ッ ケ ー ジ 型</td> <td style="text-align: center;">補助率</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">4/5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補助上限額／事業所</td> <td style="text-align: center;">1,000万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">※2 業 務 改 善 支 援</td> <td style="text-align: center;">補助率</td> <td style="text-align: center;">4/5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補助上限額／事業所</td> <td style="text-align: center;">48万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">※3 大 規 模 化 ・ 協 働 化</td> <td style="text-align: center;">補助率</td> <td style="text-align: center;">4/5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補助上限額／グループ</td> <td style="text-align: center;">1,200万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">予算額</td> <td style="text-align: center;">117,350千円</td> <td style="text-align: center;">195,585千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">負担割合</td> <td style="text-align: center;">国 1/3～1/2 県 1/6～1/4 事業者 1/4～1/2</td> <td style="text-align: center;">国 64/100 県 16/100 事業者 20/100</td> </tr> </tbody> </table>					項目		現行	補正後	介護 ロボ ット	補助率	1/2 要件を満たす場合 3/4	4/5	介護ロボット	補助上限額 ／台	30万円 移乗・入浴支援 100万円 上記以外 30万円	補助上限台数	利用定員の1/10 (居宅系は1/20)	なし	見守り機器の 通信環境整備	補助上限額 ／事業所	150万円	I C T	補助率	1/2 要件を満たす場合 3/4	4/5	補助上限額 ／事業所	職員数 1～10人	50万円	100万円	職員数 11～20人	80万円	160万円	職員数 21～30人	100万円	200万円	職員数 31人以上	130万円	260万円	※1 パ ッ ケ ー ジ 型	補助率	/	4/5	補助上限額／事業所	1,000万円	※2 業 務 改 善 支 援	補助率	4/5	補助上限額／事業所	48万円	※3 大 規 模 化 ・ 協 働 化	補助率	4/5	補助上限額／グループ	1,200万円	予算額		117,350千円	195,585千円	負担割合		国 1/3～1/2 県 1/6～1/4 事業者 1/4～1/2	国 64/100 県 16/100 事業者 20/100
項目		現行	補正後																																																											
介護 ロボ ット	補助率	1/2 要件を満たす場合 3/4	4/5																																																											
	介護ロボット	補助上限額 ／台	30万円 移乗・入浴支援 100万円 上記以外 30万円																																																											
	補助上限台数	利用定員の1/10 (居宅系は1/20)	なし																																																											
	見守り機器の 通信環境整備	補助上限額 ／事業所	150万円																																																											
I C T	補助率	1/2 要件を満たす場合 3/4	4/5																																																											
	補助上限額 ／事業所	職員数 1～10人	50万円	100万円																																																										
		職員数 11～20人	80万円	160万円																																																										
		職員数 21～30人	100万円	200万円																																																										
職員数 31人以上		130万円	260万円																																																											
※1 パ ッ ケ ー ジ 型	補助率	/	4/5																																																											
	補助上限額／事業所		1,000万円																																																											
※2 業 務 改 善 支 援	補助率		4/5																																																											
	補助上限額／事業所		48万円																																																											
※3 大 規 模 化 ・ 協 働 化	補助率		4/5																																																											
	補助上限額／グループ		1,200万円																																																											
予算額			117,350千円	195,585千円																																																										
負担割合		国 1/3～1/2 県 1/6～1/4 事業者 1/4～1/2	国 64/100 県 16/100 事業者 20/100																																																											
<p>(※) 1 パッケージ型：複数の介護ロボットの組み合わせや、介護ロボットとICTの組み合わせによる導入を支援（見守り機器の通信環境整備を含む） 2 業務改善支援：介護ロボット等の導入に係る専門家派遣や研修受講等を支援 3 協働化・大規模化：複数の法人で構成するグループが行う、人材の一括採用や、システム共通化の取組を支援</p>																																																														

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
2	自立支援医療制度関係手続電子化システム改修事業	8,900	デジタル庁が開発したPMHから自立支援医療費（精神通院医療）の受給資格情報を受け取るために医療機関が行うシステム改修に要する経費を支援 [助成上限額] 病院 100万円 診療所 30万円 薬局 30万円 [負担割合] 国 10/10 (注) PMH:「Public Medical Hub」の略称。マイナンバーカードを利用し、医療機関と自治体との情報連携を実現するためのシステム	障がい福祉課
3	結婚支援事業	3,000	企業からの寄附金を活用し、結婚に関する情報提供により若い世代が婚活等に動き出すためのイベントを実施	子ども・子育て支援課

国民健康保険料の滞納等の状況について

(1)市町村ごとの国保加入世帯、滞納世帯、短期証及び資格証交付の状況

(R6.6.1現在、単位：人、世帯)

市町村名	被保険者数	加入世帯数	うち保険料滞納世帯			
				滞納割合	短期証交付	資格証交付
松江市	30,723	21,778	1,141	5.2%	458	80
浜田市	8,389	6,161	100	1.6%	70	29
出雲市	27,625	18,614	1,005	5.4%	323	85
益田市	8,010	5,652	150	2.7%	129	21
大田市	6,065	4,317	295	6.8%	47	10
安来市	6,152	4,180	225	5.4%	75	29
江津市	3,976	2,928	192	6.6%	38	15
雲南市	6,190	4,295	185	4.3%	9	14
奥出雲町	2,180	1,530	21	1.4%	2	5
飯南町	822	580	51	8.8%	12	4
川本町	518	396	26	6.6%	3	0
美郷町	770	559	17	3.0%	6	0
邑南町	2,011	1,435	31	2.2%	17	0
津和野町	1,404	988	30	3.0%	7	0
吉賀町	1,105	774	46	5.9%	30	0
海士町	526	401	3	0.7%	0	0
西ノ島町	634	471	9	1.9%	1	0
知夫村	191	138	1	0.7%	0	0
隠岐の島町	2,743	2,017	68	3.4%	16	11
県計	110,034	77,214	3,596	4.7%	1,243	303

県計 (R5.6.1)	115,542	79,889	3,727	4.7%	1,355	351
(R4.6.1)	122,393	83,112	4,023	4.8%	1,346	322
(R3.6.1)	127,080	84,878	4,255	5.0%	1,435	323
(R2.6.1)	127,861	84,915	5,496	6.5%	1,479	367

介護保険料の滞納状況及び保険料・利用料の減免状況について

	保険料滞納状況			保険料・利用料減免状況	
	第1号被保険者数 (R6.6月末時点)	保険料滞納者数 (R6.6月末時点)	滞納割合 (R6.6月末時点)	令和6年6月末状況 (R6.4～R6.6月)	
				保険料減免 適用者数 (人)	利用料減免 適用者数 (人)
松江市	59,396	807	1.36%	7	1
出雲市	52,237	374	0.72%	1	0
益田市	17,162	153	0.89%	1	0
大田市	13,227	155	1.17%	0	0
安来市	13,583	165	1.21%	0	0
津和野町	3,377	40	1.18%	0	0
吉賀町	2,559	46	1.80%	0	0
邑智郡総合事務組合	7,566	67	0.89%	0	0
浜田地区広域行政組合	27,640	208	0.75%	2	0
雲南広域連合	21,430	235	1.10%	0	2
隠岐広域連合	7,915	80	1.01%	1	0
県 計	226,092	2,330	1.03%	12	3

令和5年県計(令和5.6月末)	227,113	2,394	1.05%	8	1
令和4年県計(令和4.6月末)	228,652	2,779	1.22%	13	8
令和3年県計(令和3.6月末)	229,270	2,771	1.21%		
令和2年県計(令和2.6月末)	229,219	3,199	1.40%		
令和元年県計(令和元.6月末)	229,166	3,526	1.54%		

※被保険者数は、介護保険事業状況報告月報より

※保険料・利用料減免状況 にかかると令和元年から令和3年の数値については、調査実績が無いため空欄

次期しまねっ子すくすくプラン（県こども計画）骨子について

1 次期しまねっ子すくすくプラン（県こども計画）の概要

(1) 背景

国においてはこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、こども基本法を策定し、また、これまで別々に作られていた3つの大綱をひとつにまとめ、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」を令和5年12月に閣議決定された。

(2) 位置づけ

次期しまねっ子すくすくプランは、こども基本法の規定に基づき、県のこども施策についての計画（都道府県こども計画）とする。

(3) 現計画との変更点

① 「こども大綱」で一元化された大綱別に策定していた県計画を一元化する。

県計画の名称等		関連する大綱
法律上の名称	計画の根拠法	
しまねっ子すくすくプラン		少子化社会対策大綱 <small>(子供の貧困対策に関する大綱)</small>
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法	
子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法	
ひとり親家庭等自立支援計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法	
しまね青少年プラン		子供・若者育成支援推進大綱
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法	
島根県子どものセーフティネット推進計画		子供の貧困対策に関する大綱
子どもの貧困対策についての計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律	

② 「こども大綱」を勘案した次期計画における主な視点

- すべてのこども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性が尊重され、活躍できる環境づくりの推進
- すべてのこどもの幼児期、学童期及び思春期、青年期の各成長過程に応じた切れ目ない支援
- 特に支援が必要なこどもや家庭が抱える困難の早期発見と適切な対応
- 子育て当事者を、こどもの誕生前からこども・若者が大人になるまで、社会全体で支える
- こども・若者の社会参画や意見表明の機会を充実
- こども施策を適正かつ円滑に行うための関係部局や関係機関、民間団体等との有機的な連携

(4) こども施策の対象者

○心身の発達の過程にある者

- ・「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）
- ・「学童期」（小学生年代）
- ・「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）
- ・「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）

○子育て当事者

(5) 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

2 次期しまねっ子すくすくプラン（県こども計画）における記載項目（案）

第1章 計画の策定にあたって

第2章 島根県のこども・子育てを取り巻く現状

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 施策の展開 ※別紙のとおり

（ 県のこども施策の施策体系
施策の柱ごとの目的、現状と課題、施策の方向性など ）

第5章 教育・保育等の提供及び人材の確保・養成

（ 市町村が定める「就学前の子どもに対する教育・保育等の量の見込みやその提供体制等」を踏まえ、就学前の子どもに対する教育・保育等が適切に提供されるための提供体制の確保方策等を記載
〔根拠：子ども・子育て支援法〕 ）

第6章 計画の推進（体制など）

3 今後の計画策定スケジュール（予定）

令和6年10月 環境厚生委員会に計画骨子（案）報告

11月 第2回島根県子ども・子育て支援推進会議（素案等審議）

12月 環境厚生委員会に計画（素案）報告

12月 第3回島根県子ども・子育て支援推進会議
（パブリックコメント案等の審議）

12月 パブリックコメントの実施

令和7年 3月 環境厚生委員会にパブリックコメント結果、計画（案）報告

3月 第4回島根県子ども・子育て支援推進会議
（パブリックコメント結果、計画案の審議）

3月 計画策定・公表

基本理念Ⅰ こどもを安心して生み育てることができる社会づくり ～こどものライフステージに応じてみんなで支える社会づくり～	
基本的な方向性1 安心して妊娠・出産できる環境の整備(妊娠前から幼児期まで)	基本施策(1) 妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
基本的な方向性2 幼児期までのこどもの育ちの支援(出産後から幼児期まで)	基本施策(2) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
基本的な方向性3 全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり(学童期・思春期)	基本施策(3) 発達の段階に応じた学びの充実 基本施策(4) 健康な体と心を育む環境づくり
基本的な方向性4 こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保(学童期・思春期)	基本施策(5) 居場所づくり 基本施策(6) いじめ防止や不登校等の支援
基本的な方向性5 若者が自立し、自らの意思で将来の夢や希望を選択できる社会づくり(青年期)	基本施策(7) 若者の雇用と経済的自立に向けた高等教育・就労支援の充実 基本施策(8) 結婚支援の充実 基本施策(9) 悩みや不安を抱える若者や家族への相談支援の充実
基本的な方向性6 子育て当事者への支援	基本施策(10) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 基本施策(11) 地域における子育て支援、家庭教育の支援 基本施策(12) 安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり 基本施策(13) ひとり親家庭への自立支援
基本理念Ⅱ 特に支援が必要なこどもと家庭が安心して暮らせる社会づくり	
基本的な方向性7 特に支援が必要なこどもの健やかな生活の支援	基本施策(14) こどもの貧困対策 基本施策(15) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 基本施策(16) 外国人のこどもへの支援 基本施策(17) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 基本施策(18) こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 基本施策(19) 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
基本理念Ⅲ すべてのこどもが個人として尊重され、幸せな暮らしを送ることができる社会づくり	
基本的な方向性8 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり	基本施策(20) こども・若者の権利についての理解を深める取組の推進 基本施策(21) たくましいこどもの育ちを支え、若者が活躍できる社会づくり

(注) 上記施策の展開(案)には、「こども計画」策定にあたって一元化する「しまねっ子すくすくプラン」、
 「しまね青少年プラン」、「島根県子どものセーフティネット推進計画」それぞれの施策を網羅している。

島根県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

1. 県行動計画改定の経緯

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法では、新型インフルエンザ等の発生に備えて、政府行動計画に基づき、県行動計画を策定することとされている。
- (2) この度、新型コロナウイルス対応で明らかになった課題などに対応するため、政府行動計画が令和 6 年 7 月に全面改定されたことから、県行動計画についても改定を行う。

2. 政府行動計画の改定概要

- (1) 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、時期区分を 3 期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実
- (2) 対策項目をこれまでの 6 項目から 13 項目に拡充、新型コロナウイルス対応で課題となった項目を独立させ、記載を充実

【対策項目】 ※下線が新規 7 項目

- ① 実施体制 ② 情報収集・分析 ③ サーベイランス ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤ 水際対策 ⑥ まん延防止
⑦ ワクチン ⑧ 医療 ⑨ 治療薬・治療法 ⑩ 検査 ⑪ 保健 ⑫ 物資 ⑬ 国民生活及び国民経済の安定の確保

- (3) 感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化

3. 県行動計画の改定方針（案）

- （1）政府行動計画のほか、令和6年3月に策定した県感染症予防計画と整合性を図る。
- （2）県の新型コロナ対応で明らかになった課題等についても、県行動計画に盛り込む。
- （3）関係部局が所管する各関連マニュアルについても、必要な見直しを行う。

4. 改定スケジュール（案）

- | | | |
|------|------|-------------------------------|
| 令和6年 | 11月 | 計画素案の策定
医療審議会（感染症部会）での意見聴取 |
| | 12月 | 常任委員会への報告 |
| | 12月～ | 国の事前審査 |
| 令和7年 | 2月 | 計画案を策定のうえ、パブリックコメント |
| | 3月 | 医療審議会（全体会）への報告 |
| | 5月 | 計画の改定 |
| | 6月 | 常任委員会への報告 |

胃がん検診における実施体制について

1. 事案の概要等

(1) 診療放射線技師法では、検診車での胃透視撮影のためにX線撮影を行う際、医師の立会いが必要と規定されているが、県内2つの検診機関において医師を立会わせず、実施した検診があったことが判明

〔検診機関〕 ・公益財団法人島根県環境保健公社
・島根県厚生農業協同組合連合会

【根拠】 病院又は診療所以外の場所で診療放射線技師が胃透視撮影のためにX線撮影を行う際には、医師又は歯科医師の立会いが必要（診療放射線技師法 第26条）

(2) R5年度の医師不在の胃がん検診実施日数は、公社は129日（胃がん検診総日数153日）、厚生連は18日（胃がん検診総日数226日）

(3) 医師不在で実施した理由は、法令に係る認識不足に加え、医師確保が困難な状況であるとのこと

(4) なお、これまでの検診において、両機関とも検査時の事故等は起きていないとのこと

2. 両団体への指導等

県として6月に医師不在での実施を確認し、7月に両機関に対して法令を順守した検診を行うよう指導し、以下の報告を受けている

- ・指導後は、両機関とも嘱託医師の勤務を増やしたり、新たに医師を雇用するなどして医師立会いにより胃がん検診を実施している
- ・今年度の胃がん検診はすべて当初の計画どおりに実施できる予定

3. 今後の県の対応

医療法に基づき、定期的な監査等により実施状況を確認していく

【参考】

R5年度 市町村のX線胃がん検診実施状況

公社委託分	市町村数：15市町村
	受診者数：4,546人（うち医師立会いなし 3,759人）
厚生連委託分	市町村数：11市町
	受診者数：2,456人（うち医師立会いなし 1,063人）